児童手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 児童手当法の一部改正

一題名

題名を「子どものための手当の支給に関する法律」に改めるものとすること。

二目的

この法律は、 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に

子どもを養育している者に子どものための手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に

寄与するとともに、 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とするものとすること

(第一条関係)

三定義

1 「子ども」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であって、 日本国

内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しない

ものをいうものとすること。(第三条第一項関係)

「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいうものとすること。 (第三条第三項関係)

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者

又は里親に委託されている子ども (短期間の委託をされている者を除く。)

採られて障害児入所施設に入所し、又は同法の規定により入所措置が採られて乳児院、 児童養護施

|福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置

が

児童!

設、 情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設 (四の1) ニにおいて「乳児院等」という

に入所している子ども (当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び短期

間の入所をしている者を除く。)

(三) 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の規定により介護給付費等の支給を受けて又

は身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 若しくは知的障害者福祉法 (昭和三十五

年法律第三十七号)の規定により入所措置が採られて障害者支援施設又はのぞみの園に入所してい

る子ども (短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

(四) 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) の規定により救護施設若しくは更生施設に入所し

又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設に入所している子ども

(短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

四 子どものための手当の支給

1 支給要件

一子どものための手当は、次のいずれかに該当する者に支給するものとすること。(第四条第一項)

関係)

1 次の(1又は(2)に掲げる子ども(以下「支給要件子ども」という。)を監護し、 かつ、これと生

計を同じくするその父又は母 (当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成

年後見人とする。

()において「父母等」という。)であって、日本国内に住所を有するもの

(1) 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども(施設入所等子どもを除 四及び第二の二の2において「中学校修了前の子ども」という。)

(2)中学校修了前の子どもを含む二人以上の子ども(施設入所等子どもを除く。)

口 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件子どもと同居し、これを

する。 監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件子どもと同居することが困難であると 国内に住所を有するもの 認められる場合にあっては、)のうち、 当該支給要件子どもの生計を維持している父母等が指定する者であって、 (当該支給要件子どもの父母等を除く。 当該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者と 以下「父母指定者」という。) 日本

もを監護し、 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件子ど かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

二 害者支援施設、 修了前の施設入所等子ども」という。)が委託されてい しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している障害児入所施設、 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども(以下「中学校 のぞみの園、 救護施設、 更生施設若しくは婦人保護施設 る小規模住居型児童養育事業を行う者若 (以下「障害児入所施設 乳児院等、 障

あるときは、当該子どもは、当該未成年後見人のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の 一イの場合において、子どもを監護し、 かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人

という。)

の設置者

高 [い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとすること。 (第四条

第二項関係)

(三) (一) イ ス は ロ の場合において、父及び母、 未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の

者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子ども

は、 当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する

程度の高い者によって監護され、 かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとすること。

第四条第三項関係)

(四) (二及び)三にかかわらず、子どもを監護し、 かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、 未

成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合(当該いずれか

の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見

人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、 当該子どもは、 当該同居している父若

しくは母、 未成年後見人又は父母指定者によって監護され、 かつ、これと生計を同じくするものと

みなすものとすること。(第四条第四項関係)

子どものための手当の額

子どものための手当は、 月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一又は二に掲

げる子どものための手当の区分に応じ、それぞれ一又は二に定める額とするものとすること。

条第一項関係)

子どものための手当(中学校修了前の子どもに係る部分に限る。) 一万五千円に三歳未満の子

どもの数を乗じて得た額、一万円に三歳以上小学校修了前の第一子及び第二子の子どもの数を乗じ

て得た額、 一万五千円に三歳以上小学校修了前の第三子以後の子どもの数を乗じて得た額及び一万

円に小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

二 子どものための手当(中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。) 一万五千円に三

歳未満の施設入所等子どもの数を乗じて得た額と、一万円に三歳以上中学校修了前の施設入所等子

どもの数を乗じて得た額とを合算した額

3 認定

子どものための手当の支給要件に該当する者(1の一イからハまでに係るものに限る。

般受給資格者」という。)は、子どものための手当の支給を受けようとするときは、その受給資格

及び子どものための手当の額について、 住所地の市町村長 (特別区の区長を含む。以下同じ。 0)

認定を受けなければならないものとすること。 (第七条第一項関係

(<u></u>_) 子どものための手当の支給要件に該当する者(1の一二に係るものに限る。 以 下 「施設等受給資

格者」という。)は、子どものための手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ど

ものための手当の額について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の認定を受けな

ければならないものとすること。(第七条第二項関係)

イ 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市

町村長

ロ 里親 当該里親の住所地の市町村長

ハ 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

五費用

1 子どものための手当に要する費用の負担

- 都道府県及び もって充て、 の手当の額に係る部分に限る。)は、 被用者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳未満の子どもに係る子どものため 市町村がそれぞれ負担するものとすること。 その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、 その十五分の七に相当する額を事業主から徴収する拠出 (第十八条第 その四 十五分の 項関係) 四に相当する額を [金を
- の六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担するものとすること。 子どものための手当の額に係る部分に限る。)は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、そ 被用者に対する子どものための手当の支給に要する費用(三歳以上中学校修了前の子どもに係る (第十八条第

二項関

(三) う。 もの 分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担するものとすること。 設等受給資格者である公務員である場合にあっては、 被用者等でない者 ため 以下同じ。) に対する子どものための手当の支給に要する費用 O手当の額に係る部分に限る。)は、その三分の二に相当する額を国庫 (被用者又は公務員 (施設等受給資格者である公務員を除く。)でない者をい 中学校修了前の施設入所等子どもに係る子ど (当該被用者者等でない者が施 が負担し、 その六

(第十八条第三項

2 市町村に対する交付

政府は、 政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子どものための手当の支

給に要する費用のうち、一から三までに掲げる費用の区分に応じ、それぞれ一から三までに定める割

合に相当する額を交付するものとすること。(第十九条関係)

被用者に対する費用(三歳未満の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限る。)

四十五分の三十七

被用者に対する費用 (三歳以上中学校修了前の子どもに係る子どものための手当の額に係る部分

に限る。) 三分の二

(三) 被用者等でない者に対する費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である

場合にあっては、 中学校修了前の施設入所等子どもに係る子どものための手当の額に係る部分に限

る。) 三分の二

拠出金

全国的な事業主の団体は、拠出金率に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができるも

のとすること。(第二十一条第四項関係)

六 雑則

1 子どものための手当に係る寄附

受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ど

ものための手当を支給する市町村に対し、 当該子どものための手当の支払を受ける前に、

Ł 0 ための手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、 当該市 町村は、

当該寄附を受けるため、 当該受給資格者が支払を受けるべき子どものための手当の額のうち当該寄

附に係る部分を、 当該受給資格者に代わって受けることができるものとすること。(第二十二条の

二第一項関係)

市町村は、一により受けた寄附を、 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使

用しなければならないものとすること。 (第二十二条の二第二項関係)

2 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等

の額の全部又は一部を、 市町村長は、受給資格者が、子どものための手当の支払を受ける前に、当該子どものための手当 学校給食法 (昭和二十九年法律第百六十号)に規定する学校給食費

おいて「学校給食費」という。)その他の学校教育に伴って必要な費用又は児童福祉法 の規定によ

他これに類する費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

り徴収する費用のうち市町村の支弁とされている保育費用(三において「保育料」という。)その

の間にある子ども(二において「中学校修了前の子ども」という。)に関し当該市町村に支払うべ

きものの支払に充てる旨を申し出た場合には、 当該受給資格者に子どものための手当の支払をする

際に当該申出に係る費用を徴収することができるものとすること。 (第二十二条の三第一項関係

の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 市町村長は、受給資格者が、子どものための手当の支払を受ける前に、当該子どものための手当

に関する法律 (平成十八年法律第七十七号)に規定する保育料その他これらに類する費用のうち当

該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出 た場合

には、 当該子どものための手当の額のうち当該申出に係る部分を、 当該費用に係る債権を有する者

に支払うことができるものとすること。 (第二十二条の三第二項関係)

(三) 市町村長は、 児童福祉法の規定により保育料を徴収する場合において、 四の3の認定を受けた受

給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、 当該扶養義務者に子どものため の手当

の支払をする際に保育料を徴収することができるものとすること。 (第二十二条の四関係)

3 施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子どものための手当の取扱

市 町村長は、 施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、 当該施設等受給資格

者に委託され、 又は当該施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している中学校修了前 の施

設入所等子どもに対し子どものための手当を支払うものとすること。この場合において、 当該 施 設

受給資格者は、当該中学校修了前の施設入所等子どもが子どものための手当として支払を受けた現金

を保管することができるものとすること。 (第二十二条の五関係)

4 子ども育成事業

全国的な事業主の団体は、 子ども育成事業の内容に関し、 厚生労働大臣に対して意見を申し出るこ

とができるものとすること。(第二十九条の二第二項関係)

5 特例給付等の廃止

当分の間の措置として規定されていた特例給付等については、 廃止するものとすること。 (附則第

六条から第八条まで関係

子どものための手当の支給に関する法律の一 部改正

定義

1

児童福祉法の規定により指定医療機関に入院している子どもを、 施設入所等子どもの対象に加える

ものとすること。 (第三条第三項第二号関係)

2 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである父又は母がその子である子ど

もと同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である子どもを、 施設入所等子

どもの対象から外すものとすること。 (第三条第三項第三号及び第四号関係

子どものための手当の支給

1 支給要件

指定医療機関の設置者を、 施設等受給資格者の対象に加えるものとすること。 (第四条第一項第四号

2 般受給資格者の所得が政令で定める額以上である場合の子どものための手当の額

般受給資格者の前年の所得が政令で定める額以上である場合の子どものための手当の額は、 一月

につき、 五千円に中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とするものとすること。 (第六条第一項

関係)

三費用

二の2の場合の子どものための手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を国庫が負担

その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担するものとすること。 (第十八条

第三項関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、 平成二十四年四月一日から施行するものとすること。ただし、 次に掲げる事項は、 それ

ぞれ次に定める日から施行するものとすること。 (附則第一条関係

- 1 第三の三 公布の日
- 2 第二及び第二に関する経過措置 平成二十四年六月一日
- 二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う

こと。(附則第二条から第三十九条まで関係)

三 二に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとすること。 (

附則第四十条関係)